

# 大津市公報

市章

平成24年10月1日第215号

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次 規 則 109 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則......1 189 道路の供用の開始について......2 198 平成23年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業 の決算に基づく資金不足比率の公表について......3 199 街区の区域の新設及び変更について......3 200 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について.......4 公 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告......4 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告......4 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告......5 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告......5 教育委員会規則 教育委員会告示 3 平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の

規則

額について)の一部改正......11

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第108号

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則(昭和46年規則第29号)の一部を次のように改正する。 第5条第3項中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第109号

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則(昭和49年規則第38号)の一部を次のように改正する。 別表中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込み を受ける資金について適用し、同日前に融資の申込みを受けた資金については、なお従前の例による。

告示

#### 大津市告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月3日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に

その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月3日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

大津市長 越 直 美

路線名	区間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
<b>主送於1022</b> 只娘	大津市長等一丁目154番8地先から	変更前	最小21.4~最大25.9	12.5
市道幹1033号線	大津市長等一丁目154番8地先まで	変更後	最小21.4~最大25.9	12.5
<b>主送於1000</b> 只約	大津市関津一丁目字曽根1046番 3 地先から	変更前	最小 5.9~最大10.6	8.2
市道幹1066号線	大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先まで	変更後	最小 5.9~最大11.6	8.2
主送於4440日始	大津市南比良字南出645番 1 地先から	変更前	最小 3.1~最大 5.5	6.0
市道幹1112号線	大津市南比良字平柳648番 1 地先まで	変更後	最小 3.1~最大 6.4	6.0
主送业04.00日柏	大津市和邇中浜字洲崎362番 2 地先から	変更前	最小 9.7~最大 9.8	39.5
市道北6136号線	大津市和邇中浜字下梶原445番 2 地先まで	変更後	最小 9.8~最大22.0	39.5
<b>主送北7064</b> 号舶	大津市南比良字平柳648番 2 地先から	変更前	4.4	1.5
市道北7064号線	064号線 大津市南比良字平柳648番 2 地先まで		最小 4.4~最大 5.9	1.5
	大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先から	変更前	最小 6.0~最大 8.0	9.7
市道東0807号線 	大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先まで	変更後	最小 6.1~最大 6.3	4.5

(平成24年9月18日掲示済)

.....

#### 大津市告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月3日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

大津市長 越 直 美

路線名	区間	供用開始年月日
市道幹1033号線	大津市長等一丁目154番8地先から 大津市長等一丁目154番8地先まで	平成24年 9 月18日
市道幹1066号線	大津市関津一丁目字曽根1046番 3 地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先まで	平成24年 9 月18日
市道幹1112号線	大津市南比良字南出645番 1 地先から 大津市南比良字平柳648番 1 地先まで	平成24年 9 月18日
市道北7064号線	大津市南比良字平柳648番 2 地先から 大津市南比良字平柳648番 2 地先まで	平成24年 9 月18日
市道東0807号線	大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番 2 地先まで	平成24年 9 月18日

(平成24年9月18日掲示済)

### 大津市告示第198号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定によ り、平成23年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の決算に基づく 資金不足比率を、次のとおり公表する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直美

1 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		10.0	53.5
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[ 30.00 ]	[35.0]	

備考 ( )内の数値は早期健全化基準、[ ]内の数値は財政再生基準である。

2 資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業		
介護老人保健施設事業		
水道事業		
ガス事業		20.0
下水道事業		20.0
農業集落排水事業		
卸売市場事業		
堅田駅西口土地区画整理事業		

#### 大津市告示第199号

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を新たに画し、及び変更するので、大津市住居表示 に関する条例(昭和38年条例第15号)第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の閲覧に供する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

1 区域を変更する街区

町名	街区
唐崎三丁目	9 から12まで
鏡が浜	9 から13まで
富士見台	17、20
平津二丁目	15、16
神領二丁目	22、24
大江三丁目	23、24

2 実施期日 平成24年10月1日

-----

#### 大津市告示第200号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション 陽だまり	大津市昭和町8番15号	更生医療	訪問看護	平成24年8月1日
ふるさと薬局 石山駅 前店	大津市粟津町4番7号 石 山駅前近江鉄道ビル1階	育成医療及び更生医療	薬局	平成24年8月1日
ふるさと薬局	大津市里五丁目2番11号	育成医療及び更生医療	薬局	平成24年8月1日

公告

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年9月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検 査	済 証
開発計りを支げた省の住所・民台	田光区域の地石・地田	山 信	交付年月日	番号
大津市北小松511番地	大津市北小松字浜ノ堂398番の	898.64 m²	平成24年	第1065号
万木 憲夫	一部		9月5日	
彦根市小泉町31番地	大津市瀬田一丁目字北浦1000番	14,791.92m²	平成24年	第1066号
株式会社平和堂	の一部及び同番1の一部並びに	(第2工区)	9月7日	
代表取締役 夏原 平和	同町字宮城2323番の一部			
	(第2工区)			
彦根市小泉町31番地	大津市瀬田一丁目字宮城2302番	5,738.99m²	平成24年	第1067号
株式会社平和堂	1の一部、同番3の一部、2312	(第3工区)	9月7日	
代表取締役 夏原 平和	番3の一部、2314番1の一部、			
	同番4、同番5の一部、同番6			
	及び同番7並びに同町字大前			
	2316番 2 及び同番 4			
	(第3工区)			

(平成24年9月11日掲示済)

# 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告

次の道路を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号による道路として指定した。 平成24年9月12日

大津市長 越 直 美

指定する道路の名称	指定する区間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
都市計画道路 3 ・ 5 ・ 105	起点 大津市春日町49番	197.2	最小14.0
号春日町線	終点 大津市春日町123番	197.2	最大16.7

大津駅西第一土地区画整理	起点	大津市御幸町209番	134.2	6.0	
事業による区画道路 6 - 1	終点	大津市春日町146番	134.2	0.0	
大津駅西第一土地区画整理	起点	大津市御幸町207番	30.0	6.0	
事業による区画道路6-2	終点	大津市春日町136番	30.0	0.0	
大津駅西第一土地区画整理	起点	大津市春日町 9 番 1	20.8	6.0	
事業による区画道路6-6	終点	大津市春日町8番	20.0	0.0	
大津駅西第一土地区画整理	起点	大津市逢坂一丁目字上野170番32	80.9	最小6.0	
事業による区画道路6-7	終点	大津市春日町29番1	00.9	最大6.5	

(平成24年9月12日掲示済)

-----

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年9月14日

大津市長 越 直 美

<b>明発並可を受けた老の片に、氏々</b>	다 다 성		検 査	済 証
開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	交付年月日	番号
大津市別保二丁目7番20号	開発区域	開発区域	平成24年	第1068号
株式会社高栄ホーム	大津市大萱五丁目字廣葭2886	8,746.17m²	9月7日	
代表取締役 北井 博	番、2887番、同番1、2888	開発行為に関す		
	番、2890番、同番2、2891番	る工事の区域		
	及び2892番	381.42m²		
	開発行為に関する工事の区域			
	大津市大萱五丁目字廣葭2893			
	番 3 及び上記地先大津市普通			
	河川等			

(平成24年9月14日掲示済)

\_\_\_\_\_

# 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年9月20日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検 査	済 証
開発計りを受けた省の住所・民名	用光区域の地名・地雷	山竹	交付年月日	番号
草津市野路四丁目5番6号	開発区域	開発区域	平成24年	第1069号
太陽住宅株式会社	大津市大萱五丁目字田葭2772	7,215.55m²	9月18日	
代表取締役 沢村 寛	番34、同番55、同番100、	開発行為に関す		
	2798番 3 、2800番 2 、2801番	る工事の区域		
	2の一部、2804番2、2805番	96.55m²		
	2、2806番2、2807番2、			
	2808番 3 及び同番 4			
	開発行為に関する工事の区域			
	大津市大萱五丁目字田葭2772			
	番 3 の一部及び同番74の一部			
	並びに上記地先大津市普通河			
	川等			

(平成24年9月20日掲示済)

\_\_\_\_\_

#### 都市公園の開設公告

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

名 称	位置	区域	供用開始期日
和邇春日多目的広場	和邇春日二丁目	別紙図面のとおり	平成24年10月1日
和邇春日三丁目公園	和邇春日三丁目	別紙図面のとおり	平成24年10月1日
雄琴三丁目緑地	雄琴三丁目	別紙図面のとおり	平成24年10月1日
フォレオー里山公園	大江八丁目	別紙図面のとおり	平成24年10月1日
長沢川緑地	一里山三丁目ほか	別紙図面のとおり	平成24年10月1日
ローズベイー里山公園	一里山七丁目	別紙図面のとおり	平成24年10月1日

<sup>「</sup>別紙図面のとおり」は省略し、その図面を大津市役所都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。

#### 教育委員会規則

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則を公布する。 平成24年10月1日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

#### 大津市教育委員会規則第17号

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市立幼稚園における教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育(以下「預かり保育」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育の内容)

**第2条** 大津市立幼稚園で実施する預かり保育の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

子育て支援型預かり保育 園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、 教育課程の教育時間の終了後において、保護者の希望に応じて実施する預かり保育

就労支援型預かり保育 教育課程の教育時間の開始前及び終了後並びに大津市立幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において、保護者の就業状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、保護者の希望に応じて実施する預かり保育

(預かり保育の実施園等)

- 第3条 預かり保育を実施する大津市立幼稚園(以下「実施園」という。)並びに当該実施園で実施する預かり保育の種類、実施日及び実施時間は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、実施日又は実施時間を臨時に変更することができる。

(預かり保育の対象幼児)

- 第4条 子育て支援型預かり保育を受けることができる者は、当該実施園に在園する幼児とする。
- 2 就労支援型預かり保育を受けることができる者は、当該実施園に在園する幼児で、当該幼児の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、その保育を受けることができず、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができないものとする。

居宅外で労働することを常態としていること。

居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

教育委員会が認める前各号に類する状態にあること。

(定員)

- **第5条** 子育て支援型預かり保育の定員は、各実施園につき20人とする。ただし、実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 就労支援型預かり保育の定員は、各実施園につき20人とする。

(利用の申請)

- **第6条** 子育て支援型預かり保育を受けさせようとする保護者は、教育長が別に定める日までに、子育て支援型預かり保育利用申請書(様式第1号)により、実施園の園長に申請しなければならない。
- 2 就労支援型預かり保育を受けさせようとする保護者は、教育長が別に定める日までに、就労支援型預かり保育利用申請書(様式第2号)に、第4条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付して、教育長に申請しなければならない。

(利用の決定)

- 第7条 実施園の園長は、前条第1項の規定による申請があったときは、子育て支援型預かり保育の利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知するものとする。
- 2 教育長は、前条第2項の規定による申請があったときは、就労支援型預かり保育の利用の可否を決定し、 その旨を保護者に通知するものとする。

(届出)

- 第8条 前条第1項の規定による子育て支援型預かり保育の利用の決定を受けた者は、子育て支援型預かり保育を受けさせる必要がなくなったときは、直ちに実施園の園長にその旨を届け出なければならない。
- 2 前条第2項の規定による就労支援型預かり保育の利用の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

第4条第2項に規定する就労支援型預かり保育の要件を欠いたとき。

園児を退園させようとするとき。

就労支援型預かり保育利用申請書に記載した内容に変更があったとき。

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事由が生じたとき。

(利用の取消し)

第9条 教育長は、就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者が第4条第2項に規定する就労支援型預かり 保育の要件を欠いたときは、就労支援型預かり保育の利用の決定を取り消すものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づく預かり保育の利用の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表(第3条関係)

子育て支 伊香立幼稚園、真野幼稚園、真野北幼 接型預か	預かり保 育の種類	実施園	実施	i日	実施時間		
	援型預か	稚園、仰木幼稚園、仰木の里幼稚園、 雄琴幼稚園、日吉台幼稚園、坂本幼稚 園、比叡平幼稚園、藤尾幼稚園、長等 幼稚園、逢坂幼稚園、大津幼稚園、南 郷幼稚園、大石幼稚園、田上幼稚園、 上田上幼稚園、瀬田幼稚園及び瀬田南 幼稚園	の関(の関)の関(の関)の関(の関)の関のでは、	曜日	まで		

	稚園、仰木の里東幼稚園、下阪本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、平野幼稚園、膳所幼稚園、富士見幼稚園、晴嵐幼稚園、石山幼稚園、青山幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園	(以下「休業日」という。) 以外の日	日、木曜日及 び金曜日 水曜日	まで 午前11時50分から午後 2時まで
就労支援 型預かり 保育	唐崎幼稚園及び膳所幼稚園	休業日以外の 日 休業日	月曜日、火曜 日、水曜日 水曜日 月曜日まで	午前8時から午前9時 まで及び午後2時から 午後6時まで 午前8時から午前9時 まで及び午前11時50分 から午後6時まで 午前8時から午後6時 まで

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる日は、預かり保育を実施しない。 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

樣式第1号	(第6条関	]係)								
			子育	て支援型	預かり保証	育利用申	請書	<b>7</b>	-	
(宛先)								年	月	日
大津市	市立	幼稚	園長			/D +# +/ /-	<u>.</u>			
						保護者信				
						保護者氏	<del>【</del> 名			印_
次のと	おり	年 月	<u>分</u> の預か	り保育の	利用を申	請します	•			
年長・年少		組	園児名							
利 用希望日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	合計
曜日										
時間										
(緊急連	絡先等)		ı		I		I	I	I	

平成 24 年 10 月 1	3		大	津	市	公	報			第 2	
<b>式第2号</b> (第	6条関係)		<b>计光士</b> :	爰型預か	11 亿学	≅ <b>≨</b> ıl ⊞	中善				
			机为又扩	友望預か	リ休月	刊用	中萌音		年 月	}	
<b>(中4)</b>											
(宛先) 大津市教育	<b>育委員会教</b>	育長									
					1	<b>呆護</b> 者	首住所				
						·□ ∸┷ →	v 17 42				
					1	未護者	氏名				
					<u> </u>	電話番	号				
私は、大津市:	<del>ो</del> 41	1稚園の就	·労古援型科	直かり保	育を禾	川田し	たいので	次のとおり	) 関係書類	を添えて	
ます。	<u>.,                                    </u>	11E ESI 02 W(	,刀又汲至)	g / 1 / 1 / 1 / 1	H C Y	,,,,, O	/2 V 10 / C	, MOC00	/ 因 小 目 积	2/M/L C	
	(7 12 18 4	`		性	밊	里	・女				
幼 児	(ふりがな 氏 名			生年		73	^	_ 兄弟姉妹 の利用	有	· 無	
	(ふりがな						(ふりがな)		L		
	氏 名						氏 名				
保護者	就労先						就労先				
小阪日	(住所)						(名称)				
	(住所) (電話番号)						(電話番号)				
	COARD						Communication				
利用期間	/ B / L 44			~	年	Ξ	月 日				
	(具体的	(C)									
申請理由											
	続柄	氏	 名	年齢	贈	業等	竪刍	時連絡先		 考	
	100113			mx	740	- C	37. /L/	AND ALMOND	rm		
								I			
家族の状況											

備考 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出てください。

# 教育委員会告示

# 大津市教育委員会告示第3号

平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正する。

平成24年10月1日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

表逢坂公民館の項を次のように改める。

逢坂公民館	第1会議室	89.00	1,120	1,400	1,120	1,400	蛍光灯40W18個	机、いす	25人
建坝公民語	第2会議室	89.00	1,120	1,400	1,120	1,400	蛍光灯40W18個	机、いす	25人